

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安来市は寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

島根県安来市長

公表日

令和8年8月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務	
②事務の概要	地方税法の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者（以下、「申請者」という。）が提出する申告特例申請書を收受・保管し申請者の居住する住所地の市区町村長へ申告特例申請情報を通知する。 【具体的な事務】 ・申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管 ・申告内容の変更の届け出に係る書類の受理、応答、保管 ・申告特例を求めた者の住所地の市町村に対する申告特例通知書の作成、送付	
③システムの名称	ふるさと納税管理システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
申請特例申請者ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項、第3項及び別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条（地方税法関係） ・地方税法附則第7条第5項、第12項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	政策推進部政策企画課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	政策推進部政策企画課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3056	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手の際は、本人からのマイナンバー取得と、関係書類による本人確認(身元確認+番号確認)を徹底している。 また、書類の保管等のマイナンバーの取扱いに関して手作業が介在する局面では、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分にを行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にを行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書の取扱者は限定しており、また、システムへの入力権限は与えられた者しかアクセスできない仕組みとなっている。アクセス権限の発行・失効の管理を行い、不正に使用されるリスクへの対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 5. 評価実施機関における 担当部署①部署	政策推進部定住政策課	政策推進部政策企画課	事後	
令和3年4月1日	I 8. 特定個人情報ファイル の取り扱いに関する問い合わせ	政策推進部定住政策課 島根県安来市安来町 878番地2 0854-23-3059	政策推進部政策企画課 島根県安来市安来町 878番地2 0854-23-3056	事後	
令和3年7月1日	I 5. 評価実施機関における 担当部署②所属長の役職名		課長	事後	
令和6年7月10日	II 1.対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和6年7月10日	I 3.個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第1項、第3項及び別表第1の16 の項	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第1項、第3項及び別表の24の 項	事後	
令和6年7月10日	I 3.個人番号の利用	行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令	行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省 令で定める事務を定める命令	事後	
令和7年7月16日	IV 4.特定個人情報ファイル の取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和7年7月16日	IV 8.人手を介在させる作業	—	・十分である ・判断の根拠記載	事後	
令和7年7月16日	IV 11.最も優先度が高いと考 えられる対策	—	・3)権限のない者によって不正に使用されるリス クへの対策 ・十分である ・判断の根拠記載	事後	
令和8年8月3日	II しきい値判断項目1. 対象 人数 いくつかの時点の計数か	2024/4/1	2026/4/1	事後	
令和8年8月3日	II しきい値判断項目2. 取扱 者数 いくつかの時点の計数か	2024/4/1	2026/4/1	事後	